

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-01

ハイライト：

海外流入の偽造商品に対応する商標法改正案、国務会議を通過	1
「訴訟より早くて経済的」…知的財産紛争の調停、大田まで拡大	2
「韓国のジューサー」HURUM、米国の特許侵害訴訟で勝訴	3
「出願増加率、韓国1位」IoT標準特許の出願が急増	4
ソウル大学、手のひらに貯蔵する戦略を実現した「ロボットの手」を開発	7



IP制度

海外流入の偽造商品に対応する商標法改正案、国務会議を通過

海外業者が韓国に販売している偽造品の取締りを強化するため、商標法の一部改正（原案）が2024年12月3日に国務会議で議決された。

最近5年間、海外から消費者が直接商品を購入する「直接購入」が急増*し、韓国に流入する偽造品が増えている。また、世界的に韓国の文化コンテンツや製品に対する認知度が高まり、海外で製造されている韓国ブランド（K-ブランド）の偽造品の逆輸入も増え、韓国企業の被害は拡大している。

今回の商標法の改正は、市場の環境変化を反映して、消費者の直接購入を通じ海外から流入する偽造品に対し、効果的に対応するために推進された。

*直接購入の現況 / 2020年:63,575千件 → 2022年:96,120千件 → 2024年9月:133,643千件（関税庁:2024.11.7.）

**偽造品の流入 / 2019年:31,000件 → 2022年:45,000件（2021、2023年;関税庁 知的財産権侵害の取締 年間統計報告書）

これに伴い、商標法上における「商標の使用」の下位行為の類型として、第2条第1項第11号ハ目「外国で商品又は商品の包装に商標を表示したものを運送業者など他人を通じて国内に供給する行為」が追加された。商標権侵害の前提となる「商標の使用」に供給行為を追加することで、海外から国内に配送される偽造

品を商標法上の商標権侵害物品と見なせるようにしたものだ。

これまで、海外から流入した偽造品の一部からは、重金属など有害物質も基準値以上検出されており、今回の商標法改正案は、国民の健康と安全を守る上でも有用であるとみられる。

*超低価装身具製品(イヤリング、指輪など)404点のうち96点(24%)から、国内安全基準値を超えるカドミウム、鉛等の発がん物質が検出されている(関税庁、2024.4.)

今回の商標法改正案は、今後、国会において審議・議決される予定だ。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近、海外から流入する偽造品によってK-商標(ブランド)の信頼度と消費者の安全が脅かされている」としながら、「今回の商標法改正により韓国の商標権者の権利が実質的に保護され、安全な消費環境を築く上で役立つものと期待する」と強調した。

「訴訟より早くて経済的」・・・ 知的財産紛争の調停、大田まで拡大

-特許庁・大田地方法院、法院-調停連携制度導入のための業務協約締結

-特許・商標など産業財産権紛争、調停により平均3ヶ月以内で迅速解決

特許庁と大田地方法院が、知的財産紛争の迅速かつ経済的な解決のために12月24日、大田地方法院で「法院-調停連携制度」を導入する業務協約(MOU)を締結した。これにより、ソウルと水原に続いて大田でも法院-調停連携制度が施行され、全国的な知的財産紛争解決ネットワークが本格的に稼働する。

「法院-調停連携制度」は、法院で進行中の事件を特許庁の産業財産権紛争調停委員会に連係させて調停を通じて解決する制度だ。調停は、訴訟より平均3ヶ月ほど短い期間内に紛争を解決することができ、追加費用が別途生じないため、経済的負担を減らす上でも効果的だ。

今回の大田地方法院における導入で知的財産の専門性が要求されたり調停が適する事件は、紛争調停委員会で迅速に処理される。調停手続きは、当該分野の専門家によって構成された3人の調停部が主管し、ソウル及び大田で調停会議が開かれ、当事者の利便性が大幅に改善された。

特許庁傘下の産業財産権紛争調停委員会は、1995年の設立以来、特許、商標、デザインなど産業財産権の紛争を迅速かつ経済的に解決してきた。調停申立件数は、最近の5年間で3倍増え、2019年の45件から2024年11月を基準に145件まで急増した。個人及び中小企業が申立全体の90%を占め、資本力の十分でない企業に実質的支援を提供している。

調停委員会は、大田地方法院との連係を通じて調停申立件数がさらに増えるものと展望し、訴訟中だけでなく個別紛争の調停申立が可能で、産業財産権紛争調停委員会の事務局で申立することができる。

キム・ヨンドク大田地方法院長は、「今回の協約は、知的財産権の紛争解決のための重要な足場となるだろう」とし、「大田地方法院において、紛争事件が専門的かつ効率的に処理されることを期待する」と語った。

キム・ワンギ特許庁長は、「知的財産の民・刑事訴訟1審の重複管轄集中拠点に大田地方法院が有力な候補として検討される中、今回の協約は一層意義が深い」とし、「調停制度を全国に拡大して知的財産権の紛争が迅速に解決できるように支援していく」と強調した。

今回の協約は、大田、ソウル、水原を結ぶ全国的な法院-調停連携網の構築であり、複雑な訴訟の代わりに迅速で専門的な紛争解決の基盤を設けた。これは、知的財産権紛争における解決の速度を速め、費用の負担を減らす上で大きく貢献すると見られ、今後、多くの地域に広がってゆく可能性が開かれた。



紛争

「韓国のジューサー」HUROM、 米国の特許侵害訴訟で勝訴

-NUCのジューサー5種、アマゾンオンラインモールから退く

-欧州のUPCに現地企業を対象とした特許侵害訴訟を提起

ヘルス家電メーカーのHUROMが、米国において、キッチン家電専門メーカーNUCとの特許侵害訴訟で勝訴した。今回の勝訴を契機にジューサー関連特許を保護するため、グローバルキャンペーンの展開に拍車を

かける方針だ。

業界によると12月3日、HUROMは、米国の電子商取引企業アマゾンから自社オンラインモールでNUCのブランドであるクビンス (Kuvings) 果物ジューサーの販売を禁止する決定を引き出した。NUCは、クビンスのジューサー5種 (△REV0830W△EV0820GM△C7000S△C7000W△C7000P) をアマゾンオンラインショップで販売することができなくなった。

HUROMが2024年上半期、海外市場におけるジューサー関連特許を保護するために始めたグローバルキャンペーンが実を結んだ形となる。HUROMは、4月に米国、欧州などで特許無断盗用の事例が続いていたため対応を始めていた。

アマゾンでの今回の決定は、HUROMがアマゾンの特許侵害申告手続きAPEX (Amazon Patent Evaluation Express) を通じて提示した特許侵害の主張を、アマゾンが受け入れたことにより引き出されたものと分析される。APEXは、アマゾンが自社のオンラインショッピングモール内の特許・商標・著作権の侵害事例に対応するために設けたプログラムだ。特許・商標・著作権侵害が疑われる事例を企業が申告すれば、アマゾンは中立的な第三者の評価を経て侵害の有無を判断する。侵害が正しいと判明されると、当該製品はアマゾンオンラインモールから直ちに退かなければならない。

HUROMは、米国に引き続いて欧州での特許侵害事例に積極的に対応し、グローバル市場で横行している「特許の無断使用」に対する強硬な対応姿勢をとり続ける方針だ。

HUROMの知的財産権担当チームは、最近、欧州統一特許裁判所 (European Unified Patent Court、UPC) に現地メーカー及び流通会社等に対する特許侵害訴訟を提起した。また、韓国貿易委員会 (Korea Trade Commission、KTC) は、NUCの特許侵害に関して不公正取引行為に対する調査を始めた。

HUROMのキム・ジェウォン代表は、「これ以上、HUROMの特許技術の無断使用を見過ごすことはできない」とし、「今後も断固とした措置を取りながら、HUROMや顧客が重視する健康で公正な市場の生態系を作るために努力していく」と強調した。

生活ビールが『インセンビール (인생맥주)』 の商標権無効訴訟で勝訴

クラフトビールのフランチャイズである「生活ビール」が自社の商標権を守ることに成功した。最近特許法院は『人生ビール (인생맥주)』の商標権に関する商標権無効訴訟2審で生活ビール側に軍

配を挙げ、生活ビールの商標権を引続き認める決定を下した。

生活ビールは、2016年に『人生ビール』という商標を出願し、2017年4月にこれを登録した後、第43類食飲

料提供サービス業全般にわたって商標権を保有してきた。同商標権は、酒店業、カフェ業、ビール専門店業など多様な飲食店関連業種で使用される看板、インテリア、メニュー、什器類など売り場の運営全般に適用される。

2019年、「WEVELOPMENT」が『人生ビール(인생맥주)』と類似の商標である『インセンビール(인센맥주)』を使用したことから論争が始まった。『インセンビール(인센맥주)』は、2022年5月に生活ビールを相手取って『人生ビール(인생맥주)』の商標権無効審判を請求した。

しかし、法院は1審と2審のいずれも『インセンビール(인센맥주)』の主張を棄却し、生活ビールの商標権を維持する決定を下した。特に、法院は生活ビールが出願した第43類商標権が売り場内の視覚的要素とブランドアイデンティティを構成する上で適法に活用されており、無効と判断する理由がないと判決した。

今回の勝訴は、商標権管理とブランド保護の重要性を再度認識させ、フランチャイズ業界における商標権の役割を強化するきっかけになると思われる。



- 世界の移動通信標準化機構(3GPP)基盤のIOT標準特許の出願、10年間で約5倍増加 -
- サムスン電子、LG電子の特許出願がそれぞれ2位、4位で首位圏 -

<3GPP基盤のIOT標準特許の出願、10年間で約5倍増加>

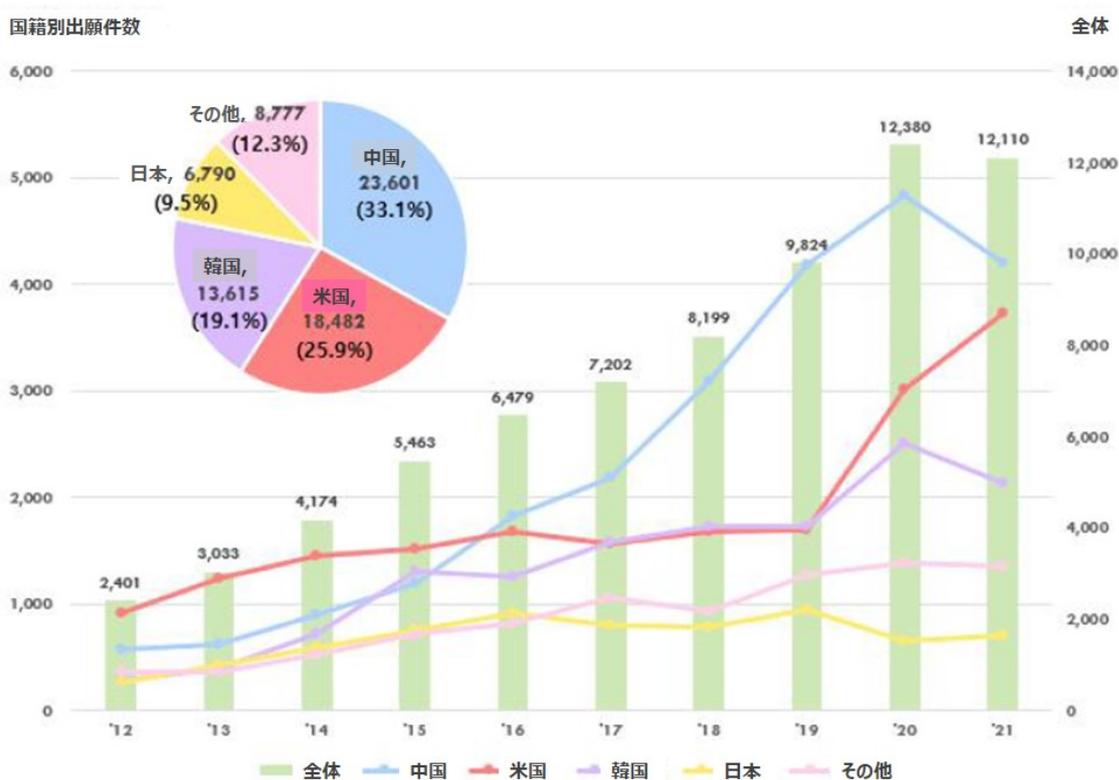
特許庁は過去10年(2012年～2021年)に、IP5(日・米・欧・中・韓)に出願された移動通信標準化機構(以下3GPP*)基盤のIOT標準特許を分析して発表した。これによると、3GPP基盤のIOT標準特許出願は、2012年の2,401件から2021年には12,110件へと5倍以上増加したことが分かった。

*3GPP(3rd Generation Partnership Project):移動通信標準化機構の一つで、3GPP基盤の特許は3GPPが制定した標準を基盤に出願された特許を指す

<国籍別出願動向:韓国の出願増加率1位(25%)>

全71,265件のうち、韓国籍の出願は19.1%(13,615件)で3位を占めた。1位、2位は中国(33.1%、23,601件)及び米国(25.9%、18,482件)、日本は4位(9.5%、6,790件)であった。また、韓国の出願増加率は25%で、主要国のうち最も高かった。

＜ 国籍別特許出願動向 ＞



国籍	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	合計	CAGR ('12→'21)
中国	575	614	897	1,197	1,823	2,189	3,091	4,188	4,832	4,195	23,601 (33.1%)	24.7%
米国	921	1,244	1,453	1,510	1,680	1,571	1,673	1,687	3,010	3,733	18,482 (25.9%)	16.8%
韓国	285	385	715	1,302	1,247	1,587	1,723	1,733	2,508	2,130	13,615 (19.1%)	25.0%
日本	261	423	587	744	916	795	777	944	649	694	6,790 (9.5%)	11.5%
その他	359	367	522	710	813	1,060	935	1,272	1,381	1,358	8,777 (12.3%)	15.9%
全体	2,401	3,033	4,174	5,463	6,479	7,202	8,199	9,824	12,380	12,110	71,265 (100%)	19.7%

＜主な多出願人：サムスン電子、LG電子が2、4位で首位圏 … 1位はクアルコム＞

多出願人を見ると、サムスン電子(6,181件、16.3%)、LG電子(5,219件、13.7%)が2位及び4位で首位圏に入っている。1位はクアルコム(8,094件、21.3%)、3位にファーウェイ(5,935件、15.6%)、5位はエリクソン(3,164件、8.3%)となる。また、サムスン電子及びLG電子は、世界のIoTの標準特許出願で30%を占めており、通信強国であることを示している。

＜類型別出願動向：狭帯域IoT分野で出願1位＞

細部技術別に見ると、低電力技術である「狭帯域IoT(NB-IoT)*」分野の出願が45,552件(63.9%)で最も多かった。中継器なしで機械の間で直接通信する「サイドリンク(Sidelink)**」分野の出願が15,189件(21.3%)でそれに続く。これは、迅速な応答が必要な車両間のIoT技術に関する研究・開発が活発であったためと見られる。人の介入を必要としない装置間の通信技術である「装置タイプの通信(MTC***)」分野の出願は、10,524

件(14.8%)だった。

< 技術類型別特許出願動向 >



区分	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	合計	CAGR ('12→'21)
NB-IoT	1,806	2,327	2,852	3,418	4,497	5,162	5,551	6,031	6,842	7,066	45,552 (63.9%)	16.4%
MTC	495	598	1,160	1,702	1,113	917	1,065	1,089	1,217	1,168	10,524 (14.8%)	10.0%
Sidelink	100	108	162	343	869	1,123	1,583	2,704	4,321	3,876	15,189 (21.3%)	50.1%
全体	2401	3,033	4,174	5,463	6,479	7,202	8,199	9,824	12,380	12,110	71,265 (100%)	19.7%

*狭帯域 IOT (Narrow Band IoT) : IOTで必須とされる低電力・遠距離無線通信 (LPWA: Low Power Wide Area) を可能とする代表的な IOT 技術

**サイドリンク (Sidelink) : 装置 (例/車両) 間の直接リンクを意味し、基地局を経ずにモノの間でデータを直接やり取りする通信技術

***マシンタイプの通信 (Machine Type Communication) : 人の介入なく装置間の通信に関する IOT 技術により少量のデータを用いるのが特徴

特許庁の IOT 審査課長は、「IOT サービスをどこでも提供するためには、移動通信との結合が必須である。従って、移動通信基盤の標準特許が IOT 産業の競争力の中核になるものと予想される」とし、「特許庁は、世界の IOT 標準特許の動向を把握して、各企業の標準特許主導権競争に役立つよう、統計資料等を適時提供していくつもり」と語った。

韓国の研究陣が、複数の物体を手のひらに載せ、そこから一つずつ取り出して望む場所に置くことのできる革新的なロボットを開発した。物流工場に適用すれば生産率を大幅に高めることができると期待される。



最新技術

ソウル大学、手のひらに貯蔵する戦略を実現した「ロボットの手」を開発

先端に複数の小さなグリッパーを設ける方式のものはあったが、物体を順番通りに再度配列することはできなかった。また、一定の形態に配列しなければ、物体を掴むことができないという限界もあった。

研究チームは、人が複数の物体を運ぶ方法に着目してグリッパーを開発した。人は一度に複数の物体を掴んで手のひらに載せ、それを好きな位置に運ぶことができる。この時、物体を指で掴んで手のひらに移し、再び指でその物体を掴んで指先に移す動作を必要とする。

研究チームは、このような動作を実現させるために物体を掴む「指」と物体を貯蔵する部分である「手のひら」を機械的に分離した。指と手のひらを役割に合わせて各々制御するためだ。手のひらには柔軟な毛を配列したベルトを設け、大きさが多様な物体を安定して貯蔵できるように設計した。

これにより、指には2つのモータ、手のひらには1つのモータの合計3つのモータのみで4つ以上の物体を一度に運べるグリッパーを開発した。物体を一つずつ運ぶグリッパーに比べて工程時間を34%、グリッパーの移動距離は71%削減した。

研究チームは、実験を通じて開発したグリッパーが、棚にある8つの物体を2回の往復運動で全て運ぶことができることを立証した。グリッパーは、特定の形態に物が積まれていない「非定型環境」でも複数の物体を全て円滑に貯蔵し、一つずつ置くことができた。代表的な非定型環境である「ビンピッキング (bin picking) 工程」に活用することができる。ビンピッキング工程とは、工場が無作為に積載されている物体を一つ一つ取り出して工程に投入する作業をいう。

チヨ教授は、研究成果に対して「複数の物体を手のひらに保存して一つずつ運ぶ人の動作をロボットに適用させた初めての事例」とし、「自然の中核原理をロボットに合わせて再構成するのがロボット工学者の役割」と語った。

ソウル大学機械工学科のチヨ・ギュジン教授チームは、複数の物体を一度に運んで整列させることのできる革新的な「多物体把持グリッパー (MOGrip)」を開発し、国際学術誌「サイエンスロボティクス」に発表した。グリッパーは物を掴むことのできるロボットの手を指す。

これまでに開発された大半のグリッパーは、物体を一つずつ掴んで運ぶ方法で作動していた。複数の物体を順序に関わらず一度に掻き集めたり、グリッパーの

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区 Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区 Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr